



①-14

令和 3 年 7 月 16 日

茨城県知事 大井川 和彦殿

茨城県水戸市石川四丁目 4040-32
医療法人社団協栄会 わくえい理事長 大久保 照義 印

電話 029 (254) 4555

決 算 届

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

事 業 報 告 書
(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団協栄会

① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県水戸市石川四丁目 4040番地32

(3) 設立認可年月日 昭和 60 年 2 月 13 日

(4) 設立登記年月日 昭和 60 年 2 月 15 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	大久保照義	
理 事	大久保和子	
同	大久保秀紀	大久保病院院長
同	松葉 健	介護老人保健施設こすもぴあ施設長
同	家所哲夫	介護老人保健施設はあもにか施設長
同	大久保和範	医師
監 事	田村 光	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許 可 病 床 数
病院	大久保病院	茨城県水戸市石川4丁目 4040番地32	一般病床 99床 療養病床 95床
介護老人 保健施設	こすもぴあ	茨城県水戸市石川4丁目 4027番地	入所定員 100名 通所定員 20名
介護老人 保健施設	はあもにか	茨城県水戸市石川4丁目 4039番地26	入所定員 100名 通所定員 20名

[別 紙]

様式 1

(1) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
介護保険法に基づく訪問看護事業・介護予防訪問看護事業・前述に附帯する一切の事業の經營 ふたりしづか	茨城県水戸市石川4丁目 4039番地26	
指定居宅介護支援事業 ふたりしづか	茨城県水戸市石川4丁目 4039番地26	
水戸市北部高齢者支援センター 【水戸市から委託を受けて管理】	茨城県水戸市石川4丁目 4039番地26	
介護予防認知症対応型共同生活 介護事業・地域密着型通所介護事業・認知症対応型共同生活介護事業 しゃらく	茨城県水戸市中丸町406-1	
指定居宅介護支援事業所 はあもにか	茨城県水戸市石川一丁目 4017番地1	
サービス付き高齢者向け住宅 サポートハウス「いろどり」	茨城県水戸市石川一丁目 4017番地1	
訪問介護事業 いろどり	茨城県水戸市石川一丁目 4017番地1	
介護予防・ 日常生活支援総合事業所 いろどり	茨城県水戸市石川一丁目 4017番地1	
介護予防・ 日常生活支援総合事業所 いろどり	茨城県水戸市石川一丁目 4017番地1	
介護予防・ 日常生活支援総合事業所 しゃらく	茨城県水戸市中丸町406-1	

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

[別 紙]

様式1

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和2年6月29日 令和元年度決算の決定

令和2年7月21日 出資払込金（拠出額）贈与に関する事項

令和2年12月15日 施設長変更及び新入社員の決定

令和3年3月16日 施設長変更及び新入社員の決定

令和3年3月16日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) そ の 他

なし

様式 2

法人名 医療法人社団協栄会

所在地 水戸市石川四丁目4040番地32

※医療法人整理番号

財産目録
(令和3年 3月 31日現在)

1. 資産額	6,243,664 千円
2. 負債額	5,486,524 千円
3. 純資産額	757,140 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	分	金額
A 流動資産		1,130,046
B 固定資産		5,113,618
C 資産合計	(A+B)	6,243,664
D 負債合計		5,486,524
E 純資産	(C-D)	757,140

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-1

法人名 医療法人社団協栄会
 所在地 水戸市石川四丁目4040-32

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,130,046	I 流動負債	1,554,346
現金及び預金	493,202	医療未払金	52,591
事業未収金	595,081	短期借入金	1,244,400
たな卸資産	23,206	未払金	113,928
前払費用	3,697	未払法人税等	623
その他の流動資産	14,858	未払消費税等	7,610
		預り金	25,891
II 固定資産	5,113,618	保証金	16,140
1 有形固定資産	5,027,637	賞与引当金	93,161
建物	4,302,295		
建物付属設備	3,350,460		
構築物	256,592		
医療用器械備品	185,782		
その他の器械備品	146,666	II 固定負債	3,932,177
車両及び船舶	5,101	長期借入金	3,749,018
土地	664,259	長期未払金	58,104
減価償却累計額	△3,883,521	退職給付引当金	125,054
2 無形固定資産	7,407		
ソフトウェア	1,754	負債合計	5,486,524
その他の無形固定資産	5,653		
		純資産の部	
3 投資等	78,573	科目	金額
出資金	100	I 出資金	106,421
保証金	37,002	出資金	106,421
敷金	692	II 積立金	650,718
繰延消費税	40,779	繰越利益積立金	650,718
		純資産合計	757,140
資産合計	6,243,664	負債・純資産合計	6,243,664

様式 4-2

法人名 医療法人社団協栄会 大久保病院

※医療法人整理番号

所在地 茨城県水戸市石川四丁目4040-32

損 益 計 算 書
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事 業 損 益		
A 本來業務事業損益		
1 事 業 収 益		3,575,082
2 事 業 費 用	3,590,267	
事業費		3,590,267
本部費		△15,185
本來業務事業利益		
B 附帶業務事業損益		
1 事 業 収 益		347,338
2 事 業 費 用		413,545
附帶業務事業損益		△66,207
事 業 損 益		△81, 392
II 事 業 外 収 益		
1 受取利息	23	
2 その他の事業外収益	85,663	85,686
III 事 業 外 費 用		
1 支払利息	57,855	
2 その他の事業外費用	620	58,476
經 常 損 益		△54,182
IV 特 別 利 益	184	184
V 特 別 損 失		
税 引 前 当 期 純 利 益		△53, 997
法 人 税 等 調 整 額	626	626
當 期 純 利 益		△54, 624

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団協栄会

理事長 大久保 照義 殿

私は、医療法人社団協栄会の令和 2 会計年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 3 年 6 月 30 日
医療法人社団協栄会
監事 田村 光 印

様式5

法人名 医療法人社団協栄会
 所在地 水戸市石川四丁目4040-32

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
[REDACTED]									
[REDACTED]									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

独立監査人の監査報告書

令和3年6月21日

医療法人社団 協栄会
理事会御中

公認会計士事務所
公認会計士

監查意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人社団 協栄会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続きを立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人はリスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上